**第２０回京都市障害者自立支援協議会「権利擁護部会」　開催概要**

開催日：令和４年１１月１１日（金）　午後２時～午後３時３０分

場　所：右京区役所　５階　大会議室２

出席者：構成員名簿参照

【概要】

（１）「権利擁護」に関する課題とその解決方法について（住居の確保）資料１

　　　京あんしんすまいセンター（以下「センター」という。）から資料に基づき説明。

|  |  |
| --- | --- |
| 酒伊座長 | センターの活動を聞いて、センターで何とかしなければと思いをもって支援されていることが伝わってきた。各団体や障害者地域生活支援センターも同じ思いでやっている。今はそれぞれが動いている状態なので、互いに協力しながら支援していければと思う。 |
| 小坂委員 | センターで受けた相談のケース１について、京都府視覚障害者協会は高齢者、視覚障害者の自立支援や生活支援に力を入れている。当事者団体と連携した方がより具体的に支援が行えると思う。ケース２について、賃貸借契約においては、障害の有無にかかわらず、トラブルがあれば退去を求める旨の契約を結ぶ。単に「正当な退去事由がなければ退去しなくてもよい。」という表現は誤解が生じる可能性がある。実態を確認する必要がある。障害者にも住む権利があるが、近隣住民にも人権がある。障害があるから迷惑だというような理由であれば明らかに差別だが、近隣住民への迷惑行為があれば、退去を要求することは必ずしも不正ではないと思うので、区別した対応が必要だと考える。ケース３について、精神障害１級というと重度障害だと思う。外見や話し方だけでは障害特性が解らないのが精神の方の特徴だと思うので、電話だけでなく、本人と対面し、どういった障害や特性かを理解したうで紹介していかないと、大家には不信感、不安があると思う。状態を把握したうえで説明できるのか、どういった支援が必要かを説明した方がトラブルは起こりにくいと思う。  ステップアップ研修のケース２について、最終的に実家の近くに住居が決まったという事例があった。これは大きな要素だと思う。実家が近くにあるというのは大家、不動産屋に安心感を与える。そういった視点も持って住宅探しをしてはどうかと思う。 |
| 松田委員 | 私は高齢者や障害のある人の後見人等をしており、一人暮らしをしている方の緊急連絡先になっていることもある。後見人等が付けば、身寄りのない方でも緊急連絡先が確保できる。大家にとっては遠くにいる家族や親せきよりも、近くにいる後見人等が頼りになる部分もあると思う。不動産業者によって、高齢者、障害のある人への理解はまちまち。高齢者だからと断られることもある。高齢の女性から住まい探しの相談を受け、センターに相談してはと伝えたこともある。また、障害のある方が自宅の鍵を失くして入れなくなったときに、管理会社から私に「施設に入らないのか。」とプレッシャーがかけられたこともあり、「そのような理由で退去は求められないはずだ」と対応したこともある。障害のある人や高齢者が一人暮らしを始められる際のハードルについては日々感じている。ぜひ、支援の取組を進めていただきたい。 |
| 酒伊座長 | 後見というのは一つの手段かと思う。  権利擁護部会では各団体が参加している。障害のある方が地域の中で暮らしていけるように連携・協力していければと思うので、よろしくお願いしたい。 |

（２）障害を理由とする差別に関する相談対応事例について資料２

＜別紙１＞京都市における相談対応事例について

|  |  |
| --- | --- |
| 小坂委員 | 高山委員にお伺いしたい。京都市の事例８のレンタサイクルのミラーの件だが、健常者の場合は、後ろの様子を気配や警笛、声で把握することができるが、聴覚障害のある人は後ろの状況を把握するためにミラーが必要で、ミラーの取付けを要求したと捉えたが、聴覚障害のある人が自転車に乗る場合、ミラーがある方が理想的なのか。 |
| 高山委員 | 聴覚障害者協会では、自転車にミラーを付けてほしいという要望はこれまでなかった。自転車交通に関する法規がどのようになっているか分からないが、今のところ、自動車と同様に注意をしながら使用しているところである。 |
| 大辻委員 | この案件については、京都市に最初相談があり、その後、京都府の広域専門相談員が対応を引き継いでいる。サイドミラーを着けてほしいというより、危険だという理由でレンタサイクルの貸出しを断られたことについて、本人は不満を感じておられるという報告を受けている。相談員がレンタサイクル業者の本社の担当者と話をし、障害のない方と同じ条件で貸出しをするという回答を得、その旨ご本人にお伝えし、了解を得たという状況になっている。 |
| 坂岡委員 | 京都市、府の両方に盲導犬の案件がある（市No.9、府No.2）。まだこのようなことがあるのかと思った。それぞれの事情で、もしかするとどうしても盲導犬の受入れが難しいということもあるのかもしれないが、その場合どういう理由なのかと思う。啓発のためには、盲導犬マークを一斉にコンビニ等に送って、貼ってください、もし事情があって貼ることができないということなら、その理由を聞かせてください、とする方が徹底されるのではなか。 |
| 酒伊座長 | そもそもシールの配布は可能なのか。店長や本部は知っていたが、従業員に行きわたっていなかったということか。 |
| 京都市 | 今回の事例はいずれもお店としては入店可能としていたが、その時の従業員が認知していなかったという案件である。これまでにもそういう相談が多い。  　ステッカーについては一律に送付することは難しいが、機会を捉えて配布している。 |
| 坂岡委員 | お店に補助犬同伴可能のシールを貼ることで、そのお店のイメージアップにもなると思うし、そう考えるお店もある。また、社会的な空気を作っていくということも必要でないかと思う。啓発には工夫の余地があるのではないかと思う。 |
| 大辻委員 | 府事例No.2の盲導犬の件であるが、コンビニ自体は当然盲導犬の受入れを理解いただいている。コンビニでも直営店とオーナー店があり、直営店については指導が行きわたりやすい。オーナー店はオーナー自体は御理解いただいているが、店員はアルバイトも多数おられ、入替わりも多く、入替わりに当たって徹底ができていないこともあると聞いている。今後も徹底に努めるという話をいただいている。  啓発ステッカーについては、コンビニなどについては、本部から配布され貼っているところが多い。京都府から一律にお送りすることは難しいが、今回のようなケースを捉え、啓発を含めてお配りしたり、ホームページ等で啓発を行うなどの対応になろうかと思っている。 |
| 高山委員 | 店によって規模が違う。小さいお店については、生の野菜も置いてたりするので、盲導犬が入店するのはどうなのかとも思う。店の店長の判断になるのか。 |
| 酒伊座長 | 基準はあるのか。 |
| 京都市 | 受入れは基本しないといけないことになっている。ただし、お店の大きさによって現実的に介助犬同伴で入店することができないこともあると思う。そういった場合にも必ず同伴での入店を認めなければならないとまでは言えないと考える。その際にどういった代替の方法が取れるかを、使用者と相談する必要があるかと考える。 |
| 小坂委員 | 大概の店舗等では盲導犬・介助犬受入れが実施されてきていると思う。受入可能ステッカーを貼るより、受入れできないことをシールで貼る方が速い。なぜ入れないのかを明示する方が理解ができる。入れるところに貼るとなると、ほとんどのところに貼ることになると思う。今回の事案は、従業員にまで周知されていなかったという事案だが、小さい店などで犬の入店を想定しておらず、狭い空間で食事をすることに違和感があるとか、受け入れたいがいろいろな事情で難しいところは、受入れできないことをシールで示す方が件数は少ないと思う。 |
| 酒伊座長 | また当事者団体の方にも御意見を聞いていただければと思う。 |

|  |
| --- |
| （参考）  　身体障害者補助犬の受入れ義務等について  ○　身体障害者補助犬法（第7条、8条、9条）  国等、公共交通機関、不特定かつ多数の者が利用する施設の管理者は、身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該施設等に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用する者が著しい損害を受ける恐れがある場合等はこの限りではない。  　○　受入れマニュアル  厚生労働省　補助犬ユーザー受け入れガイドブック：飲食店編  <https://www.mhlw.go.jp/content/000872316.pdf>  厚生労働省　補助犬ユーザー受け入れガイドブック：医療機関編  <https://www.mhlw.go.jp/content/000903303.pdf> |

＜別紙２＞京都府における相談対応事例について

|  |  |
| --- | --- |
| 酒伊座長 | 京都おもいやり駐車場利用証の基準についてお伺いしたい。障害等級に特化しているだけでなく、状況に応じて配布されるかと思うが対象者の範囲は。 |
| 大辻委員 | おもいやり駐車場制度の基準について、詳細な基準については今持ち合わせていないが、幅広く利用いただけるようになっている。 |
| 酒伊座長 | 自分の状態によって困ったことがあったときに、車いすマーク駐車場に停められるという制度だと思う。おもいやり駐車場に障害のない方が停められていて、必要なのに停められなかったという相談も受けることがあったり、チェーンが張ってあったり、前にコーンが置かれたりしていて他の車が停められないようにしていることによって必要な人が停められないというような課題もある。 |
| 小坂委員 | 駐禁除外車標章と混同されることもあるが、駐禁除外車標章は警察が発行するもので、身体障害の一定の等級の方の他、知的障害や精神障害のある人などにも交付されるようになっている。おもいやり駐車場利用証は、障害者だけでなく妊婦や内臓疾患など対象が幅広くなっている。身体障害でも等級によって違うが、駐禁除外車標章は上肢３級だと対象外だが、おもいやり駐車場は対象になるなど幅広い。ただし、駐車禁止の規制除外にはならないので、駐車禁止の場所に駐車していると違反になる。 |
| 北村委員 | 小坂委員がおっしゃったように、おもいやり駐車場の方が対象の幅が広く、身体障害者手帳を持たない難病患者も対象となっている。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （参考）京都おもいやり駐車場利用証制度の対象者（京都府ホームページから引用）  　以下の基準に該当する方で、歩行や車の乗降が困難な方   |  |  | | --- | --- | | ●身体障害者手帳の障害の等級が次の表に該当する方  視覚障害 1～4 級  聴覚障害 2,3 級  平衡機能障害 3,5 級  上肢 1～2 級  下肢 1～6 級  体幹 1～3,5 級  乳幼児期以前の非進行性の上肢機能 1～2 級  脳病変による運動機能障害移動機能 1～ 6 級  心臓機能障害 1,3,4 級  じん臓機能障害 1,3,4 級  呼吸器機能障害 1,3,4 級  ぼうこう又は直腸の機能障害 1,3,4 級  小腸機能障害 1,3,4 級  ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 1～4 級  肝臓機能障害 1～4 級 | ●知的障害者  療育手帳の障害の程度が「A」の方  ●精神障害者  精神障害者保健福祉手帳の等級が「１級」の方  ●難病患者  特定疾患医療受給者票をお持ちの方  小児慢性特定疾患医療受診券をお持ちの方  ●高齢者等  要介護状態区分が「要介護１」～「要介護５」の方  ●妊産婦  母子健康手帳取得時～産後12ヶ月までの方（産後は乳児同乗の場合のみ）  ●けが人  けが等により一時的に移動に配慮が必要な方  ●その他  診断書等により、歩行や乗降が困難と認められる方 | |

＜その他＞

|  |  |
| --- | --- |
| 櫻井委員 | 市営地下鉄山科と二条駅の駅員がいなくなるという話がある（※）。療育手帳を持っている場合、これまでのように改札口で駅員に手帳を見せてスッと通ることができなくなり、インターホンを押して手帳をカメラに映し、開けてもらうことが必要になる。京都市交通局に、迅速な対応と、知的障害のある方には話をできない方も多いので、療育手帳を持っている方には、スムーズに通れるよう対応をお願いしたい。 |

　※　令和４年１１月から、地下鉄山科駅、三条京阪駅及び二条駅において、昼間時間帯等乗客の少ない時間帯に、駅務室における遠隔対応を実施している。